

稲毛第2団地緑化協定

(目的)

第1条 この協定は、団地内に植栽されている樹木等の維持・保全を主とし、将来にわたる緑化の増進に努め、私達が生活する地区の住環境を緑豊かな調のあるものとすることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、稲毛第2団地緑化協定（以下「協定」という。）という。）

(協定の締結)

第3条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法」という。）第20条の規定に基づいて締結するものとする。

(協定の区域)

第4条 協定の区域（以下「協定区域」という。）は、千葉市磯辺15番10から15番96まで、15番98から15番108までの別紙図面に表示する区域とする。

(協定の効力)

第5条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなつた時から効力が発生することになり、この時以後において新たに協定区域内の土地所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第6条 第1条の目的を達成するため、土地所有者等はその所有する土地（以下「所有土地」という。）の緑化の増進に努めるものとする。

2. 植栽する樹木は、団地内の緑を豊かにするものばかりでなく、近隣的环境保全に役立つことが必要であるためそれに適する樹木を植栽することとする。

(1) 花のさく木

オオシマサクラ ニセアカシア フサアカシア ヤブツバキ ムクゲ
オオムラサキツツジ カンツバキ クチナシ サツキ シンチヨウゲ ツツジ
トベラ アジサイ アベリア ガクアジサイ ハギ ヤマブキ ユキヤナギ

(2) 実のなる木

シイノキ マテバシイ ヤマイモ サンゴジュ

(3) 景観を良くする木

クロマツ クスノキ モチノキ ユズリハ カロリナボブラ ナンキンハゼ
イヌツゲ ウバメガシ カクレミノ トウネズミモチ ハマヒサカキ ヒサカキ
マサキ ハコネウツギ ペニウツギ アオキ シバ

（植栽樹木の保護及び管理）

第7条 植栽した樹木が各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、せん定、病虫害防除等を年1回以上実施し、また樹木が増築、改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として、移植するものとし、枯損した場合は補植すること。

（協定の有効期間）

第8条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に土地所有者等の過半数が廃止についての申し出をしなかつた場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

2. 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法律による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第10条 この協定は、新に土地所有者等となつた者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等となつた者は、この協定の効力が存続している期間に所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者となつた者に対し、この内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(代表委員会の設置)

第11条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、協定区域内の土地所有者等のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年2回以上の代表委員会(以下「代表委員会」という。)を行うものとする。

2. 前項の規定により選出された代表委員のなかから、委員長、副委員長を各1名ずつ選出するものとする。

(違反者等に対する措置)

第12条 第6条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

2. 前項の要求があつたのち、3カ月を過ぎても要求のあた事項を実現しない者に対して、代表委員会は、協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

以 上